

マイナンバーカードの健康保険証利用登録状況の確認方法

マイナンバーカードの健康保険証利用登録の状況は、マイナポータルにログインし、「登録状況の確認」の「確認」ボタンを押し、「健康保険証」を押していただくことで確認することができます。

スマートフォンを利用した確認方法は、次のとおりです。

スマートフォンでの確認方法

(1) マイナポータルアプリをダウンロードします。

【デジタル庁ホームページ】

[デジタル庁>マイナポータルアプリ](#)

(<https://services.digital.go.jp/mynaportal-app/>)



(参考)

[マイナポータル>よくある質問>マイナポータルアプリに対応しているスマートフォン等を教えてください。](#)

(https://faq.myna.go.jp/faq/show/2587?site_domain=default)

(2) ダウンロードしたマイナポータルアプリからマイナポータルにログインします。



(参考)

[マイナポータルログイン](#)

(<https://myna.go.jp/login/pc>)

マイナポータルへのログインには、
① [マイナンバーカードの暗証番号4桁の入力](#)
② [スマートフォン端末を用いたマイナンバーカードの読み取り](#)
が必要です。

(3) マイナポータル>登録状況の確認>確認ボタンを押下します。

健康保険証の利用登録をされている場合は、【登録済】と表示されます。

【登録済】と表示されない場合は、健康保険証の利用登録をご検討ください。



(4) 健康保険証の利用登録をすることで、資格情報などが閲覧できます。



画面の続き

限度額適用認定証関連の情報

認定区分

限度額適用認定証

適用区分

ウ

- 「限度額適用認定証」とは、医療機関等で支払うひと月あたりの医療費の自己負担限度額を示す証で、本人の収入額等に応じて保険者が認定または本人の申請により保険者が交付します。ただし、保険外併用療養費の差額部分の自己負担額は対象になりません。

この情報を保存

医療機関受診時などに、ICチップの破損などでマイナ保険証の読み取りができない場合には、保存したPDFファイル画面をマイナ保険証とセットで受付窓口に提示することで、受診が可能です。

※受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です。

端末に保存

端末に保存した PDF ファイル

医療保険の資格情報

この画面のみでは受診できません。マイナ保険証とあわせて医療機関等の受付に提示してください。

保存日時：2024年8月1日 時点

保 険 者 名	大阪市職員共済組合
保 険 者 番 号	32270316
記 号	1
番 号	1 2 3 4 5 6 7
枝 番	00
氏 名	共済 太郎

70歳以上の方又は後期高齢者医療の加入者

一 部 負 担 金 割 合	—
有 効 期 限	—

(注) マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、保存したPDFファイルをマイナ保険証とともに医療機関等の受付に提示することで受診いただけます。なお、70歳以上の方や後期高齢者医療の加入者の方は、表示されている有効期限の到来に伴い、一部負担金割合が変更になる場合がありますので、ご注意ください。

(5) その他お問い合わせ先について

その他、マイナンバーカードの健康保険証利用についてのご質問については、デジタル庁ホームページをご参照又はマイナンバー総合フリーダイヤルをご利用ください。

・ [デジタル庁>よくある質問：マイナンバーカードの健康保険証利用について](https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/faq-insurance-card/)

(<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/faq-insurance-card/>)

・ マイナンバー総合フリーダイヤル：0120-95-0178

平日：9：30～20：00、土日祝：9：30～17：30（年末年始を除く）

※マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受付。